

## 渋川市住まいの防犯対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市民の住宅及びその周辺において発生する可能性のある犯罪を未然に防止し、もって地域の治安を良好にするために、防犯対策機器を設置する市民に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 犯罪の抑止を目的として屋外に設置し、敷地内の様子を映像で記録する機能を備え、確認ができる機器（スマートフォン、タブレット端末、パソコン等を除く。）をいう。

(2) 人感センサーライト 犯罪の抑止を目的として屋外に設置し、人等の動きを感知して自動的に一定の時間ライトで照らす機能を有する機器をいう。

(3) カメラ付きインターホン 犯罪の抑止を目的として屋外に固定して設置し、訪問者の姿を屋内のモニターで確認しながら会話ができ、訪問者の姿を映像で記録する機能を有する機器をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、防犯カメラ、人感センサーライト又はカメラ付きインターホン（以下「防犯対策機器」という。）を設置する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、防犯対策機器の設置を実施する者とし、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されており、その住所地に居住していること。

(2) 補助金を申請する日の属する年度の末日において満65歳以上の者又はその属する世帯の構成員であること。

(3) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと

。

(4) 市税を滞納していないこと。

(5) 過去6年間に申請者本人又は生計を一にする者が渋川市住まいの防犯対策支援補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が不相当と認める者は、補助対象者から除く。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業を実施するために要した経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、次の第1号に掲げる経費を必ず含むものとする。

(1) 防犯対策機器本体の購入又は購入及び設置工事(以下「設置等」という。)に係る経費

(2) 防犯対策機器に対応した録画機、モニター、センサーその他の付属機器の設置等に係る経費

(3) 防犯対策機器を設置するためのポールの設置等に係る経費

(4) 防犯対策機器を設置している旨の表示シール等の設置等に係る経費

(5) 録画機に設置するSDカードその他の記録媒体の設置等に係る経費

(6) 前各号のほか防犯対策機器を設置するための取付金具その他の消耗品の設置等に係る経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、2万円を限度とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。